

議案第四十二号

港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

令和六年四月二十二日

港区教育委員会

令和6年4月22日
教育委員会議案資料 No. 1

港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

港区立図書館条例施行規則（平成二十年港区教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、電子申請の場合は、利用者番号の付与により利用カードを交付したこととみなすことができる。

付 則

この規則は、令和六年五月二十八日から施行する。

港区立図書館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(個人館外利用)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定により図書館資料を館外利用する個人は、利用カードの交付を受けなければならない。ただし、電子申請の場合は、利用者番号の付与により利用カードを交付したこととみなすことができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この規則は、令和六年五月二十八日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(個人館外利用)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定により図書館資料を館外利用する個人は、利用カードの交付を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(後略)</p>

港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

審議内容

区立図書館の利用カードの交付について、電子申請に対応するため、港区立図書館条例施行規則の一部を改正します。

1 改正理由

令和6年5月28日の図書館システム更新により、図書館ホームページの「マイ図書館」で、利用カードに記載されている利用者バーコードを表示できるようになります。これにより、図書館システム更新後は現物としての利用カードの交付が必須でなくなるため、新規利用登録についても電子申請に対応いたします。

電子申請の場合は、利用者番号の付与により利用カードを交付したこととみなすことができるように、港区立図書館条例施行規則の一部を改正します。

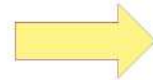
2 改正内容

第3条第2項に、「ただし、電子申請の場合は、利用者番号の付与により利用カードを交付したこととみなすことができる。」と追記します。

3 施行期日

令和6年5月28日

スマートフォンOPACの場合



利用者情報設定メニューより、「利用者番号バーコード表示」を選択します。